

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成28年7月29日

金 曜 日

第 4086 号

## 目 次

### 告 示

- |                      |   |
|----------------------|---|
| ○新規土地改良事業施行の認可       | 1 |
| ○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧 |   |
| ○換地処分                | 2 |

### 公 告

- |                        |   |
|------------------------|---|
| ○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 | 3 |
| ○都市計画の変更案の縦覧           | 6 |

## 告 示

### 富山県告示第356号

新規土地改良事業施行の認可について

砺波市土地改良区から申請のあった庄下東部1期地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成28年7月20日認可した。

平成28年7月29日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県告示第357号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営庄地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年7月29日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 縦覧に供すべき書類

県営庄地区土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成28年8月1日から

平成28年8月30日まで

## 3 縦覧の場所

砺波市役所

## 教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

## 富山県告示第358号

## 換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成28年7月27日県営公害防除特別土地改良事業神通川流域第3次地区蔵島・中名換地区の換地処分をしたので同条第10項の規定において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成28年7月29日

~~~~~  
公 告  
~~~~~**富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施**

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

平成28年 7 月29日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品等の名称及び数量

凍結防止剤（塩化ナトリウム 1 トン袋詰） 予定数量 5,300 トン

## (2) 調達をする物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

## (3) 契約期間

契約締結日から平成29年 3 月31日まで

## (4) 納入場所

入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成28年富山県告示第 151号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成28年富山県告示第

151号)第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

### 3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先(この公告に関する事務を担当する室課の名称)

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424(直通)

(2) 入札説明書の交付方法

平成28年7月29日から同年9月1日までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成28年8月9日 午前10時

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(4) 入札書の提出期限

平成28年9月8日 午後5時15分

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便(郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。)

### 5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成28年 9 月20日 午前10時30分

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 の(1)の機関に届け出るものとする。

#### 6 入札保証金に関する事項

免除とする。

#### 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

#### 8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 トン当たりの単価とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関

係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

#### 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

#### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Solid deicing agent(Sodium Chloride) Quantity:1 ton pack 5,300ton.
- (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on September 8, 2016
- (3) Contact point for notification:  
General Affairs, Accounting and Property Management Division  
Treasury Bureau  
Toyama Prefectural Government  
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.  
930-8501 Japan  
Telephone: 076-444-3423, 3424

#### 都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第 2

項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

平成28年7月29日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 都市計画の種類

富山高岡広域都市計画区域区分

## 2 都市計画を変更する土地の区域

### (1) 市街化調整区域を市街化区域に編入する区域

#### ア 追加する部分

富山市古沢、杉谷、北押川、北押川字角口、高木字八幡田、高木字藤田、高木西、呉羽町西、呉羽町字中細、呉羽町字種田、田畑字道田、下飯野字道田、下飯野字野割、下飯野字馬塚、下飯野字善門、下飯野字大堰、下飯野字東半田、下飯野字西半田、楠木、水落字中ノ橋割及び水落字前田割の各一部  
高岡市池田、戸出西部金屋、オフィスパーク、グリーンパーク及び戸出石代の各一部

高岡市東石堤字流、柴野内島字金割及び伏木万葉ふ頭の全域

射水市今井、本開発字石田及び本開発字下ノ田の各一部

射水市海竜町（一部地先を含む）及び海竜新町の全域

#### イ 変更する部分

富山市北押川字向野、池多、境野新、平岡、高木字貝塚、高木字中作、呉羽町北、呉羽町字貝塚、呉羽町字竹ノ端、呉羽町字小竹堤、呉羽町字前田、呉羽町字坊ケ口、呉羽町字宮ノ下、呉羽町字寺田、中島二丁目字蒲川原割、中島二丁目字向坪割、中島二丁目字一丁分割、中島三丁目字細縄割、中島三丁目字永代割、中島三丁目字豆田割、中島三丁目字赤江川淵割、興人町字細縄割、興人町字永代割、興人町字豆田割、興人町字赤江川淵割、興人町字早稲田割一番、下新北町字早稲田割一番、下新北町字本縄割一番、下新本町字本縄割一番、下新本町字本縄割二番、下新町字本縄割二番、下新町字助市割、

下新日曹町字早稲田割一番、下新日曹町字本縄割二番、下新西町字本縄割二番、下新西町字助市割、湊入船町、木場町、岩瀬諏訪町、岩瀬天神町、岩瀬古志町、岩瀬前田町、岩瀬池田町、岩瀬白山町、岩瀬松原町、岩瀬入船町、東岩瀬村字九軒町、松浦町、田畑字上竹、米田字眞免田、米田字上竹、米田町三丁目及び東富山寿町三丁目の各一部

高岡市柴野内島、柴野内島字下野、柴野内島字流次、柴野内島字中島田、柴野内島字菅田、戸出、戸出市野瀬、戸出町二丁目、羽広、羽広一丁目、和田及び下黒田の各一部

射水市中村、二口字油免、大門本江字畑田、新開発、本開発字前田、本開発字代官免、橋下条、越の瀉町及び八幡町三丁目の各一部

- (2) 市街化区域を市街化調整区域に編入する区域  
なし

ただし、別紙図面表示のとおり。

### 3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間

平成28年7月29日から平成28年8月12日まで

- (2) 場所

富山県土木部都市計画課

富山市都市整備部都市政策課

高岡市都市創造部都市計画課

射水市都市整備部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3の(2)に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

### 都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。



なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

平成28年7月29日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画の種類及び名称

富山高岡広域都市計画臨港地区

伏木富山港臨港地区

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

富山市岩瀬古志町、松浦町、岩瀬前田町、岩瀬池田町、岩瀬白山町及び岩瀬松原町の各一部

高岡市伏木万葉ふ頭の全域

射水市海竜町(一部地先を含む)、海王町、堀岡神明神字西浜、越の潟町及び八幡町三丁目の各一部

海竜新町の全域

(2) 変更する部分

富山市岩瀬諏訪町、岩瀬天神町及び東岩瀬村字九軒町の各一部  
ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成28年7月29日から平成28年8月12日まで

(2) 場所

富山県土木部都市計画課

富山市都市整備部都市政策課

高岡市都市創造部都市計画課

射水市都市整備部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3の(2)に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

